

地域子ども・子育て

支援事業

教育・保育施設に関する給付は、国が設定した統一的な基準により各市町村でサービスを提供します。一方、地域子ども・子育て支援事業は、市町村ごとに地域の実情に応じサービスを提供することになります。

ほとんどの事業において、見込みに対して、十分な提供体制が確保できるとみており、ニーズに応じてさらに体制を充実させていきます。



●地域子ども・子育て支援事業の概要と提供体制・確保策の考え方

事業名	事業の概要	提供体制・確保策の考え方
利用者支援事業	一人ひとりにあった施設や事業を円滑に利用できるよう、相談窓口を設置する事業です。	こども福祉課に設置します。
延長保育事業	通常の保育時間（11時間）以上に保育が必要な場合、教育・保育施設での保育時間を延長する事業です。	市内12園にて実施中で、提供体制は十分に確保されています。引き続き、提供体制を確保します。
学童保育 (放課後児童健全育成事業)	留守家庭の小学生を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。	全小学校区で実施中です。今後は、国分寺東小学童保育室を整備し、学校敷地内で保育できる環境を整えます。また、大規模化している国分寺小学校区内の学童保育室についても整備の推進に努めます。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の養育が困難な場合に、児童養護施設等で、原則7日以内養育・保護する事業です。	市外の4施設で実施中です。養育・保護により、子育て家庭の支援、児童虐待の未然防止に努めます。
こんにちは赤ちゃん訪問	助産師等が生後4か月までの乳児宅を訪問し、情報提供や養育環境等を把握する事業です。	実施中です。引き続き、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、健全な養育環境の確保を図ります。
養育支援訪問・子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	養育支援が特に必要とされる家庭をヘルパー等が訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行う事業です。また、要保護児童対策地域協議会を運営します。	実施中です。引き続き、子どもを守る地域ネットワーク機能の強化とあわせ、児童虐待を未然・再発防止に努めます。
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターにおいて、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。	市内3か所に開設中で、提供体制は確保されています。引き続き、ニーズに応じ事業内容を充実させるなど、提供体制を適切に確保します。
一時預かり事業 (預かり保育)	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園等で一時的に預かる事業です。	市内13か所で実施中です。提供体制は十分に確保されています。引き続き、提供体制を適切に確保します。
病児・病後児保育事業	急病の児童や病気回復期の児童が、幼稚園・保育園等に通えなかったり、保護者が保育ができない場合に、病院・保育園等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業です。	市内4か所、市外1か所で実施しており、提供体制は十分に確保されています。引き続き、提供体制を適切に確保します。
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり支援を受けることを希望する方（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（提供会員）との連絡・調整を行い、子育てを相互援助できるようにする事業です。	市直営のセンターが1か所あります。引き続き地域で子育て家庭を支援する体制を確保するとともに、提供会員の確保策及びセンター機能の充実について検討していきます。
妊婦健診事業	妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行う事業です。	最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

問い合わせ先 こども福祉課 ☎(52) 1114